令和８年度 第１回磐田市障害者施策推進協議会 次第

日　時：令和８年８月 19 日（水）
午後１時 30 分～
場　所：磐田市豊田支所 大会議室

１　開　　会

２　あいさつ

３　協議事項

（１）　第７期磐田市障害福祉計画及び第３期磐田市障害児福祉計画の実績報告について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料１

（２）　第８期磐田市障害福祉計画及び第４期磐田市障害児福祉計画の策定について

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料２－１　資料２－２

４　事務連絡

５　閉　　会

資料１

磐田市障害福祉計画・磐田市障害児福祉計画（抜粋）

１　障害福祉サービスの実績及び計画

（1）訪問系の実績及び計画

			参考	計画期間		
			５年度	６年度	７年度	８年度
居宅介護	利用者数（人/月）	実績	83	84	86	
		計画	93	89	94	99
	サービス量（時間/月）	実績	886	994	1,154	
		計画	1,200	962	1,016	1,070
重度訪問介護	利用者数（人/月）	実績	4	3	3	
		計画	3	3	3	3
	サービス量（時間/月）	実績	426	555	558	
		計画	240	600	600	600
行動援護	利用者数（人/月）	実績	8	7	7	
		計画	8	9	9	9
	サービス量（時間/月）	実績	140	153	163	
		計画	152	151	151	151
同行援護	利用者数（人/月）	実績	17	16	17	
		計画	13	17	17	17
	サービス量（時間/月）	実績	115	151	145	
		計画	111	127	127	127
重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	実績	0	0	0	
		計画	0	0	0	0
	サービス量（時間/月）	実績	0	0	0	
		計画	0	0	0	0

資料１

（２）日中活動系の実績及び計画

			参考	計画期間		
			５年度	６年度	７年度	８年度
生活介護	利用者数（人/月）	実績	323	302	303	
		計画	316	311	314	317
	サービス量（日/月）	実績	5,850	5,828	5,981	
		計画	6,320	6,220	6,280	6,340
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人/月）	実績	0	0	0	
		計画	1	1	1	1
	サービス量（日/月）	実績	0	0	0	
		計画	10	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	実績	16	18	19	
		計画	22	16	16	16
	サービス量（日/月）	実績	193	228	336	
		計画	363	219	219	219
就労選択支援	利用者数（人/月）	実績	―	―	1	
		計画	―	―	42	42
就労移行支援	利用者数（人/月）	実績	43	45	61	
		計画	53	48	53	58
	サービス量（日/月）	実績	734	750	1,116	
		計画	954	848	925	1,002
就労継続支援Ａ型	利用者数（人/月）	実績	122	124	115	
		計画	65	122	125	128
	サービス量（日/月）	実績	2,273	2,442	2,305	
		計画	954	2,299	2,313	2,327
就労継続支援Ｂ型	利用者数（人/月）	実績	337	378	423	
		計画	368	341	348	355
	サービス量（日/月）	実績	5,994	6,652	7,532	
		計画	7,066	6,377	6,502	6,627
就労定着支援	利用者数（人/月）	実績	20	18	20	
		計画	18	28	32	36
療養介護	サービス量（人/月）	実績	23	24	21	
		計画	22	25	25	25
短期入所（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	利用者数（人/月）	実績	54	54	59	
		計画	52	62	70	78
	サービス量（日/月）	実績	295	287	288	
		計画	388	353	406	459

資料１

（３）居住系サービスの実績及び計画

			参考	計画期間		
			５年度	６年度	７年度	８年度
共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	利用者数（人/月）	実績	119	140	154	
		計画	110	130	145	160
施設入所支援	利用者数（人/月）	実績	106	109	110	
		計画	103	101	99	97
自立生活援助	利用者数（人/月）	実績	0	0	0	
		計画	0	1	1	1

（４）相談支援の実績及び計画

			参考	計画期間		
			５年度	６年度	７年度	８年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	実績	1,071	1,069	1,197	
		計画	907	1,070	1,100	1,130
地域移行支援	利用者数（人/月）	実績	0	0	0	
		計画	2	1	1	1
地域定着支援	利用者数（人/月）	実績	2	0	1	
		計画	2	2	2	2

資料１

２　障がい児支援

（1）児童福祉サービスの実績及び計画

			参考	計画期間		
			５年度	６年度	７年度	８年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	実績	255	251	278	
		計画	212	236	243	245
	サービス量（１月当の利用延日数）	実績	2,760	2,779	3,002	
		計画	2,565	2,448	2,521	2541
医療型児童発達支援	利用者数（人/月）	実績	0	0	0	
		計画	0	0	0	0
	サービス量（１月当の利用延日数）	実績	0	0	0	
		計画	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	実績	551	580	579	
		計画	528	677	726	762
	サービス量（１月当の利用延日数）	実績	6,434	6,670	7,111	
		計画	6,494	8,538	9,156	9610
保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	実績	141	142	149	
		計画	142	142	151	157
	サービス量（１月当の利用延日数）	実績	180	181	174	
		計画	189	206	218	227
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	実績	1	0	1	
		計画	1	3	4	5
	サービス量（１月当の利用延日数）	実績	2	0	1	
		計画	1	5	7	9
障害児相談支援	サービス量（人/年）	実績	848	883	906	
		計画	776	974	1,034	1,074
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーター	配置数（人）	実績	20	20	11	
		計画	12	19	20	21

資料１

３　地域生活支援事業

（1）必須事業

			参考	計画期間		
			５年度	６年度	７年度	８年度
相談支援事業						
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	実績	2	2	2	
		計画	2	2	2	2
相談支援強化事業	実施箇所数（箇所）	実績	1	1	1	
		計画	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施箇所数（箇所）	実績	1	1	1	
		計画	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業						
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数（件/年）	実績	0	2	1	
		計画	3	2	2	2
コミュニケーション支援事業						
手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業	延派遣回数（回/年）	実績	481	498	458	
		計画	480	455	455	455
手話通訳者設置事業	設置人数（人/年）	実績	1	1	1	
		計画	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業						
日常生活用具給付等事業	利用者数（人/月）	実績	3,414	3,502	3,695	
		計画	3,998	3,626	3,735	3,848
移動支援事業						
移動支援事業	利用時間（時間/年）	実績	921	1,282	1,488	
		計画	698	968	1,064	1,170
地域活動支援センター事業						
地域活動支援センター事業	実利用者数（人/年）	実績	75	93	86	
		計画	12	100	105	110

資料１

			参考	計画期間		
			５年度	６年度	７年度	８年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数（人/年）	実績	18	18	12	
		計画	28	17	18	18
更生訓練費給付事業	申請件数（件/年）	実績	0	0	0	
		計画	0	0	0	0
日中一時支援事業	実利用者数（人/年）	実績	391	390	362	
		計画	447	413	425	437
声の広報等発行事業	実利用者数（人/年）	実績	22	23	17	
		計画	22	29	29	29

資料１　補足

障害者（児）に対するサービスの概要

障害福祉サービス（訪問系、日中活動系、居住系、相談支援）、地域生活支援事業（必須事業、その他の事業）、児童福祉サービスの概要です。

自立支援給付（訪問系サービス）

居宅介護	主な対象者	障害者（身体・知的・精神）、障害児
	実施内容	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
重度訪問介護	主な対象者	重度の要介護状態にあり、二肢以上の麻痺のある人
	実施内容	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
行動援護	主な対象者	自閉症、てんかん等のある重度の知的障害者・児、統合失調症等のある重度の精神障害者で常時介護を要する人
	実施内容	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
同行援護	主な対象者	移動に著しい困難を有する視覚障害者
	実施内容	移動時及びそれに伴う外出先においての視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
重度障害者等包括支援	主な対象者	筋委縮性側索硬化症（ALS)等の極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者
	実施内容	常時介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行うサービスです。

自立支援給付（日中活動系サービス）

生活介護	主な対象者	常時介護を必要とする人
	実施内容	昼間入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の提供を行うサービスです。
自立訓練（機能訓練）	主な対象者	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な身体障害者
	実施内容	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	主な対象者	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的・精神障害者
	実施内容	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労選択支援	主な対象者	就労移行支援や就労継続支援の利用を希望している人、現在就労移行支援や就労継続支援を利用している人
	実施内容	本人が就労能力、適性等に合った働き方や就労先を選択できるよう、作業体験や面談を通じて適性を評価するサービスです。
就労移行支援	主な対象者	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65 歳未満）
	実施内容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援（雇用型：A 型）	主な対象者	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で（利用開始時に 65 歳未満）、①就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、②特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、③就労経験があり、一般企業を離職した人
	実施内容	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行うサービスです。
就労継続支援（非雇用型：B 型）	主な対象者	就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人。①就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（雇用型）の雇用に結びつかなかった人、②一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から、就労が困難となった人、③50 歳に達している人、④企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援（雇用型）の利用が困難と判断された人
	実施内容	就労や生産活動の機会の提供を行うサービスです。
就労定着支援	主な対象者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された人であって、就労を継続して６ケ月を経過した人。
	実施内容	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障 害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う
療養介護	主な対象者	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、①筋萎縮性側索硬化症患者など呼吸管理を行っている人②進行性筋委縮症者、重症心身障害者
	実施内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービス。

短期入所 （ショートステイ）	主な対象者	障害者（身体・知的・精神）障害児
	実施内容	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

自立支援給付（居住系サービス）

共同生活援助 （グループホーム）	主な対象者	身体・知的・精神障害者で、①生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の利用者、②介護を必要とせず、就労している人
	実施内容	共同生活を行う住宅で、夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	主な対象者	生活介護の対象者。自立訓練・就労移行支援の利用者で生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人
	実施内容	入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

自立支援給付（相談支援）

計画相談支援	主な対象者	障害福祉サービス又は地域移行支援、地域定着支援を利用する全ての障害者
	実施内容	障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービス内容等を定めた「サービス等利用計画書」を作成します。また「サービス等利用計画」が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証、見直しを行うサービスです。
地域移行支援	主な対象者	施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者のうち、地域生活への移行を予定している人
	実施内容	住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談等を行うサービスです。
地域定着支援	主な対象者	地域移行支援により賃貸住宅等へ帰住した単身者及び同居している家族により支援を受けられない帰住者
	実施内容	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への対応を行うサービスです。

地域生活支援事業（必須事業）

<table>
<tr><td rowspan="6">相談支援事業</td><td rowspan="2">障害者相談支援事業</td><td>主な対象者</td><td>障害者等及び障害者の家族等</td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td>身体・知的・精神の３障害に対応した実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保するサービスです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相談支援強化事業</td><td>主な対象者</td><td>障害者等及び障害者の家族等</td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td>相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援などを要する困難ケースなどへ対応できるよう専門的職員を配置し、機能の強化をはかるサービスです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅入居等支援事業</td><td>主な対象者</td><td>賃貸住宅への入居契約に際し連帯保証人の確保に窮している方等</td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td>一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対して、相談・助言を通じて地域生活を支援するサービスです。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">成年後見制度利用支援事業</td><td>主な対象者</td><td>成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障害者</td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td>制度の利用を支援し、権利擁護を図るサービスです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">コミュニケーション支援事業</td><td rowspan="2">手話通訳者・要約筆記者派遣事業
手話通訳者設置事業</td><td>主な対象者</td><td>聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため地域生活などに支障がある障害者</td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td>手話通訳者・要約筆記者の派遣及び行政機関に手話通訳者を職員として設置し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。また視覚障害等に対応した支援についても、必要なサービスの提供を検討します。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">日常生活用具給付等事業</td><td>主な対象者</td><td>重度の障害児・者</td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td>日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行い、地域生活の支援を図るサービスです。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">移動支援事業</td><td>主な対象者</td><td>移動が困難な障害者</td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td>外出のための支援を行うことにより、地域生活での自立及び社会参加を図るサービスです。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">地域活動支援センター事業</td><td>主な対象者</td><td>障害者等</td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td>地域の実情に応じ、利用者に対して創造的活動、生産活動の機会を提供することによって社会との交流の促進を図るサービスです。</td></tr>
</table>

地域生活支援事業（任意事業）

訪問入浴 サービス事業	主な対象者	自宅での入浴介助や、デイサービスでの入浴サービスを利用することが困難な重度の身体障害者
	実施内容	障害者の生活を支援するため、訪問による入浴サービスを提供して身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図るサービスです。
更生訓練費給付事業	主な対象者	身体障害者更生援護施設に入所している障害者
	実施内容	更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るサービスです。
日中一時支援事業	主な対象者	一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者
	実施内容	障害者の日中における活動の場を確保して、家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るサービスです。
声の広報等発行事業	主な対象者	文字による情報入手が困難な障害者等
	実施内容	音声訳により広報、自治会回覧情報等を提供するサービスです。
自動車運転免許取得助成事業	主な対象者	身体障害者
	実施内容	身体に障害のある人の自動車運転免許の取得費用に対し助成するサービスです。
自動車改造費助成事業	主な対象者	身体障害者
	実施内容	身体に障害のある人の自動車を改造するために要した経費に対し助成するサービスです。

児童福祉サービス

児童発達支援	主な対象者	障害児
	実施内容	児童発達支援センターなどの施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。
放課後等 デイサービス	主な対象者	小・中・高等学校などに就学している障害児
	実施内容	授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
保育所等 訪問支援	主な対象者	保育所、幼稚園、その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児
	実施内容	集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
障害児相談支援	主な対象者	障害児通所支援を利用するすべての障害児
	実施内容	ケアマネジメントを行い、サービス利用等の支援を行うサービスです。

資料２－１

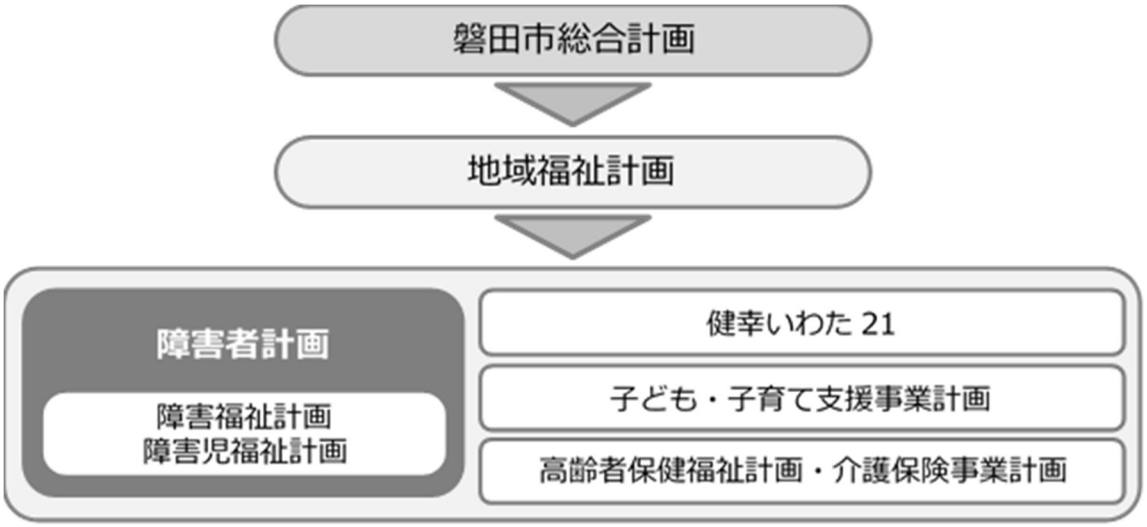
第８期磐田市障害福祉計画（令和９年～令和 11 年）
第４期磐田市障害児福祉計画（令和９年～令和 11 年） の策定について

１　策定の趣旨

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条及び児童福祉法第 33 条第 20 項の規定により、市が策定するとものとされています。また、障害者基本法第 11 条第３項に基づく障害者福祉計画との整合を図り、障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を推進します。

現行の第４期磐田市障害者計画、第７期磐田市障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画は、令和６年に策定し、相互理解と社会参加の促進、福祉サービスの充実、障害児支援の充実、障がい者雇用・就労の推進などの各種事業を実施することで、地域共生社会の実現を図ってきました。

こうした中、令和８年度をもって第７期磐田市障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画が終了することから、新たな計画を策定するものです。



磐田市の障害者施策 及び 障害者福祉サービスに関係する主要な行政計画として、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の３つの計画があります。

「障害者計画」は、障害者施策の基本方向を総合的かつ体系的に定める計画です。これに対し、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について、具体的なサービス量等を定めている事業計画です。

【計画一覧】

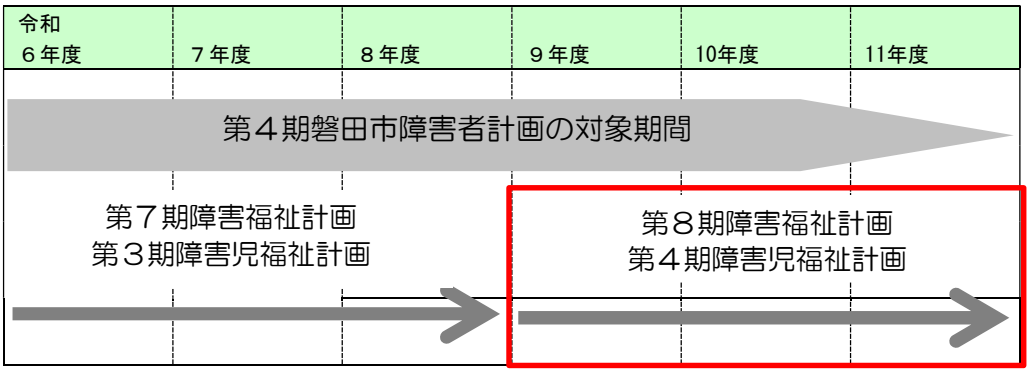
	磐田市障害者計画	磐田市障害福祉計画	磐田市障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第 3 項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条第20項
策定期間	６年 （令和６年度～令和 11 年度）	３年 （令和９年度～令和11年度）	３年 （令和９年度～令和11年度）
位置づけ（目的）	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画	障害児通所支援等の提供体制を確保するための計画
基本理念（現行計画）	やさしさ、ふれあい、 支え合いのまちづくり ～安心・共生のまち磐田～	－	－
基本目標等	【基本目標】 ⑴ 相互理解と社会参加の促進 ⑵ 地域における支援体制の充実 ⑶ 障がい児支援の充実 ⑷ 障がい者雇用・就労の促進 【重点施策】 ① 差別解消・情報環境整備の推進 ② 地域生活移行に向けた体制整備 ③ 障がい児支援の充実 ④ 障がい者雇用・就労の促進	【主な記載内容】 ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等	【主な記載内容】 ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

２　計画の期間

「第８期磐田市障害福祉計画」および「第４期磐田市障害児福祉計画」では、令和９年度を初年度とし、３ヵ年を１期とした各年度における障害福祉サービス等ごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めていきます。

また、「第４期磐田市障害者計画」は、令和６年度を初年度とし、令和 11 年度を目標年度とする６ヵ年計画としています。

３　計画策定スケジュール



時　期		予　定
令和８年８月	19 日	第１回障害者施策推進協議会 ・概要、骨子案の説明
10 月	７日	静岡県によるヒアリング ・数値目標の圏域調整
11 月	６日	第２回障害者施策推進協議会 ・計画案について（事前に資料を送付します）
令和９年１月	中旬	パブリックコメント実施（１か月程度）
令和９年３月	26 日	第３回施策推進協議会 ・パブリックコメントに基づく修正版について ・計画策定・公表

４　磐田市の状況

人口・障がい者数の推移

磐田市の総人口は、令和８年月３月末日現在で 163,757 人です。

年齢階層別にみると１８歳未満の人口は 23,493 人（総人口の 14.3%）、１８歳から６４歳までは 91,279 人（55.7%）、６５歳以上は 48,985 人（30.0%）となります。高齢化率については、令和３年の 28.9%から年々増加し、令和７年には 29.9%となっています。

障がい者数全体では、令和３年から令和７年までに433人（5.8%）増加しており、障がい種別ごとでは、身体障がいは73人（1.5%）減少、知的障がいは177人（11.5%）増加、精神障がいは329人（31.4%）増加しています。

		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
総人口	人	167,663	167,375	166,307	164,914	163,757
18 歳未満	人	26,159	25,610	24,998	24,201	23,493
18 歳以上 65 歳未満	人	92,974	93,056	92,311	91,750	91,279
65 歳以上	人	48,530	48,709	48,998	48,963	48,985
高齢化率	%	28.9	29.1	29.5	29.7	29.9
世帯数	世帯	69,580	70,706	71,283	71,840	72,347
障がい者数（全体）	人	7,404	7,473	7,683	7,625	7,837
身体	人	4,823	4,792	4,786	4,718	4,750
知的	人	1,533	1,588	1,621	1,657	1,710
精神	人	1,048	1,093	1,276	1,250	1,377

障がい者の状況

○身体障害者（児）

磐田市の身体障害者手帳所持者数は、令和８年３月末現在で4,750人です。そのうち１８歳以上の占める割合は98.2%、１８歳未満は1.8%となっています。

障害別には、肢体障害が43.1%と最も多く、次いで内部障害が41.4%を占めています。

身体障害者手帳所持者　　令和８年３月末日現在（単位：人）

区　　分	年齢別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	18歳未満	1	0	0	0	0	1	2
	18歳以上	84	93	14	17	40	12	260
	計	85	93	14	17	40	13	262
聴覚障害・平衡機能障害	18歳未満	0	1	3	2	0	3	9
	18歳以上	24	89	46	105	1	143	408
	計	24	90	49	107	1	146	417
音声・言語そしゃく機能障害	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	1	3	47	9			60
	計	1	3	47	9			60
肢体不自由	18歳未満	35	10	6	1	2	1	55
	18歳以上	404	407	275	550	241	114	1,991
	計	439	417	281	551	243	115	2,046
内部障害	18歳未満	10	0	5	5			20
	18歳以上	1,164	25	353	403			1,945
	計	1,174	25	358	408			1,965
合　　計	18歳未満	46	11	14	8	2	5	86
	18歳以上	1,677	617	735	1,084	282	269	4,664
総合計		1,723	628	749	1,092	284	274	4,750

○知的障害者（児）

磐田市の療育手帳所持者数は、令和８年３月末現在で1,710人です。年齢別には、18歳以上の占める割合は72.8%、18歳未満は27.2%となっています。

障害程度別には、療育手帳Ａ（A1～A3）を有する方が全体の27.4%、療育手帳Ｂ（B1～B2）を有する方は72.6%となっています。

療育手帳所持者　　令和８年３月末日現在（単位：人）

区　分	療育手帳Ａ	療育手帳Ｂ	計
18歳未満	100	365	465
18歳以上	368	877	1,245
計	468	1,242	1,710

○精神障害者（児）

磐田市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和８年３月現在で1,377人です。等級別にみると、１級を有する方が全体の8.0%、２級を有する方が全体の63.2%、３級を有する方が全体の28.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者　　令和８年３月末日現在（単位：人）

区　　分	１級	２級	３級	計
所持者数	110	870	397	1,377

○市内事業所

市内に設置されている施設・事業所の現況は、以下のとおりです。　令和８年３月末日現在

施設・事業所		現行計画		施設・事業所		現行計画	
		計画値	実績値			計画値	実績値
訪問系サービス	居宅介護	8	11	日中活動系サービス	就労定着支援	3	4
	重度訪問介護	8	10		就労選択支援	1	1
	行動援護	0	0	住居系サービス	共同生活援助（グループホーム）	22	19
	重度障害者等包括支援	0	0		施設入所支援	1	1
	同行援護	2	2	相談支援	計画相談支援	14	14
日中活動系サービス	生活介護	13	14		地域移行支援	3	4
	自立訓練（機能訓練）	0	0		地域定着支援	3	4
	自立訓練（生活訓練）	3	3	児童福祉サービス	児童発達支援	13	15
	就労移行支援	5	4		放課後等デイサービス	24	27
	就労継続支援Ａ型	5	4		保育所等訪問支援	7	10
	就労継続支援Ｂ型	15	16		障害児相談支援	11	9
	療養介護	0	0				
	短期入所（福祉型）	12	14				
	短期入所（医療型）	1	1				

資料２－２

第 8 期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画　骨子案

１　計画策定の視点

⑴ 第４期磐田市障害者計画との整合を図り、国の基本指針に即して策定する
⑵ 現行計画の実施状況や障がい者数の推移等について分析を行い、障害福祉サービス等の提供体制を確保する数値目標を定める
⑶ 計画案について障害者施策推進協議会に諮るとともに、パブリックコメントを実施し市民の意見を募る

２　第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画　章立て

第１章　計画の概要
- １　計画策定の趣旨
- ２　計画の推進体制

第２章　障害福祉計画等の策定に向けた国の基本指針
- １　地域生活への移行と地域共生の推進
- ２　障害福祉サービス等の計画的な基盤整備
- ３　障がい者就労・社会参加の促進
- ４　相談支援・関係機関の連携強化

第３章　計画の成果目標
- １　福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　（心のサポーター確保の目標設定）
- ３　福祉施設から一般就労への移行等　（就労選択支援事業所を圏域ごとに1事業所以上設置）
- ４　障害児支援の提供体制の整備等　（児童発達支援センターに中核的な機能を確保）
- ５　地域生活支援の充実　（拠点の機能に関する状況確認の実施）
- ６　相談支援体制の充実・強化等
- ７　障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

第４章　障害福祉サービス等の実績と見込み量
- １　障害福祉サービス
- ２　発達障がい者等支援
- ３　障がい児支援
- ４　地域生活支援事業

第５章　障害福祉サービスの基盤状況
- １　施設・事業所の推移
- ２　施設・事業所の整備計画

第６章　障がい者就労支援に関する数値目標
- １　障がい者雇用・就労の促進

※括弧内は今回追加された事項

３　国の基本指針のポイント

⑴ 地域生活への移行と地域共生社会の推進（基本的理念）
施設入所や長期入院から地域生活への移行を進めるとともに、住まい・就労・相談支援などを整備し、誰もが安心できる環境づくりを推進する。

⑵ 障害福祉サービス等の計画的な基盤整備（提供体制の確保に関する基本的考え方）
障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業などについて、地域のニーズに応じた必要量を見込み、計画的な提供体制を確保する。

⑶ 障がい者就労・社会参加の促進（基本的理念・成果目標）
福祉的就労から一般就労への移行・定着を進めるとともに、多様な就労機会の確保や社会参加の促進を図り、個々の状況に応じた自立を支援する。

⑷ 相談支援・関係機関の連携強化（基本的理念・提供体制の確保）
基幹相談支援センターや自立支援協議会等を活用し、保健・医療・福祉・教育・雇用などの関係機関が連携して、切れ目のない支援体制を構築する。

４　市の施策に関する記載（予定）

⑴ 障害福祉サービス等の指定申請に係る市の考え方の明記
　事業者が県へ障害福祉サービス等の指定申請をする際、県は市に意見聴取することができる。市は障害福祉計画等の記載内容を根拠として、指定申請に係る意見を付すことができる。
　就労移行支援単独の事業所が本市にないこと、就労継続支援Ｂ型の新設に関する問い合わせが増加していることなどを念頭に、障害福祉サービス等の地域のニーズに応じた必要量を確保するため、市の基本的な考え方を明記する。

⑵ 福祉的就労から一般就労への移行に向けた支援に関する取り組み
　障害福祉サービス（就労Ａ、就労Ｂ、就労移行支援）から一般就労への移行を促進するため、相談体制の強化、福祉的就労事業所への働きかけ、企業への障がい者雇用の周知啓発などを行い、個々の障がい特性に応じた就労支援を実施する旨を明記する。

【参考】　※静岡県　福祉計画市町担当者説明会資料より抜粋

障害福祉計画の策定に当たり市町に一層の取組を依頼する事項

区　分	内　容	別冊２ 関連頁
【成果目標①】 施設入所者の地域生活への移行	・障害のある人の意思を適切に反映した支援の実施 ・地域の実情を踏まえた障害福祉サービス量の適正把握 （日中サービス支援型ＧＨの整備等）	13 （活動指標）
【成果目標②】 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	「心のサポーター指導者」による住民向け「心のサポーター」養成研修の実施	5 （活動指標）
【成果目標③】 福祉施設から一般就労への移行等	・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置 ・地域の実情を踏まえた障害福祉サービス量の適正把握	6 （成果目標）
【成果目標④】 障害児支援の提供体制の整備等	地域の実情を踏まえた障害福祉サービス量の適正把握 （放課後等デイサービス事業所の整備等）	14 （活動指標）
【成果目標⑤】 地域生活支援の充実	強度行動障害のある人への支援ニーズの把握及び支援体制の構築	8 （成果目標）
【成果目標⑥】 相談支援体制の充実・強化等	関係機関と調整し基幹相談支援センターの速やかな設置（県総合計画指標）	9 （成果目標）
【成果目標ー】 災害時等への対応	医療的ケア児者等を対象とした災害時避難行動要支援者名簿への登載促進	―